漁港区域内駐車場
指定管理者募集要項

令和５年（2023年）７月

横須賀市港湾部

港湾管理課

目　次

１　施設の目的と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　申請の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
６　候補者の選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
７　選考基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
８　指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
９　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
10　指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
11　利用料金に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
12　管理に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
13　施設修繕に係る経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
14　横須賀市と指定管理者の責任分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
15　事業の継続が困難となった場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
16　指定及び協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
17　業務を実施するに当たっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
18　事業報告書等の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
19　事業の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
20　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
21　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
【添付資料】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

漁港区域内駐車場の指定管理者(管理運営する団体)を募集します。

1　施設の目的と方向性

本施設は、県道久里浜港線（北下浦海岸通り）における海岸利用者の違法駐車を防止し、漁港区域内の環境の維持及び海岸利用者の利便性に寄与することを目的として整備した駐車場です。

また、運営に当たっては、横須賀市漁港管理条例の規定に基づき、漁港区域内の駐車場であるとの認識に立ち、安全かつ適正な利用に努め、市内外からの来訪者の利便性を図ることで漁業振興及び地域観光等に寄与することを目標とします。

本駐車場は海岸線沿いに位置し風光明媚であり、環境施設としての遊歩道スペースが広がっています。訪れた人の憩いの場やフォトスポットの側面もあり、市民をはじめ多くの人が来訪しています。よって運営にあたっては駐車場の営業だけではなく、隣接する環境施設等との連携や地元町内会が行う祭礼、地元観光協会が行うイベント等との使用調整を行う等地域活動に寄与することを念頭に地元との共存を図るものとします。

2　施設の概要

（１）名　称　　漁港区域内駐車場
　　北下浦海岸通り駐車場、北下浦海岸通り臨時駐車場

（２）所在地　　海岸通り駐車場　　横須賀市野比２丁目194番９
　　海岸通り臨時駐車場　横須賀市野比２丁目200番地先

（３）規　模　　海岸通り駐車場　　総敷地面積807㎡（現駐車マス34台）
　　海岸通り臨時駐車場　総敷地面積1,120㎡（現駐車マス28台）
　　※駐車可能台数は運営方法によって異なる可能性があります。
　　（付帯施設）管理棟（２棟）、案内看板、入出場口車止め

3　申請資格

申請者は、次の（１）及び（３）の条件のすべてに該当しなければなりません。複数の団体からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して申請する場合は、次の（２）及び（３）の条件すべてに該当しなければなりません。

（１）申請者に関する条件

ア　団体であること。（法人格の有無は問いません。）**【資格事項】**

イ　過去に駐車場運営の実績を有すること。**【資格事項】**

ウ　団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。**【欠格事項】**

（ア）法律行為を行う能力を有しない者

（未成年者などで、後見人、保佐人を必要とするものなど）

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

（エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

（オ）本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（カ）国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

エ　団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団（※１）及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等（※２）でないこと。

【欠格事項】

※１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

※２　暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等（※３）に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※３　暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

（２）共同事業体に関する条件**【資格事項】**

ア　共同事業体を構成する団体（以下「共同事業体構成団体」という。）の数は２以上とし、それらの共同事業体構成団体の中から代表団体（以下「代表団体」という。）を選出しなければならない。

イ　共同事業体構成団体のいずれもが、上記（１）アからウの条件をすべて満たすこと。

ウ　代表団体は、業務の遂行に責任を持つこと。

エ　申請書提出後の代表団体及び共同事業体構成団体の変更は、原則として認めない。

オ　申請書は、代表団体が提出すること。

（３）参加機会に関する条件**【失格事項】**

本募集に関する申請は、１団体当たり単独又は共同事業体構成団体のいずれか１申請のみとし、重複して申請することはできない。

４　申請の手続

（１）募集要項の配布

横須賀市のホームページからダウンロードしてください。

ＵＲＬ http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

（２）応募者説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を開催します。

ア　開催日時

令和５年７月18日（火）午前10時から（受付は午前９時45分から）

イ　開催場所

横須賀市役所２号館５階251会議室

ウ　参加申し込み

説明会に参加する団体は、「漁港区域内駐車場指定管理者指定申請公募説明会参加申込書」に団体名、参加者氏名、担当者連絡先を明記の上、電子メールまたはファクスで令和５年７月14日（金）午後５時までに申し込んでください。

送信先：　電子メール　pa-pp@city.yokosuka.kanagawa.jp

ファクス　　046-826-3210

※なお、電子メールにて申し込みをする際の件名については、「漁港区域内駐車場指定管理者選考委員会に関する説明会について」としてください。

エ　その他

当日は、各自募集要項、仕様書を必ずお持ちください。

（３）現地見学

申請予定団体に対して、現地見学を行います。

ア　開催日時

令和５年７月18日（火）午後２時から

イ　参加申込み

現地見学に参加する団体は、「漁港区域内駐車場指定管理者指定申請現地見学参加申込書」に団体名、参加者氏名、担当者連絡先を明記の上、電子メールまたはファクスで令和５年７月14日（金）午後５時までに申込んでください。

送信先：　電子メール　pa-pp@city.yokosuka.kanagawa.jp

ファクス　　046-826-3210

※（２）の応募者説明会に参加予定の団体につきましては、電子メールまたはファクスにて説明会への参加申し込みを行う際に、現地見学会への参加も希望する旨を備考欄へご記入ください。

ウ　その他

当日は、募集要項等をお持ちの上、定刻までに現地に集合してください。車をご利用の場合は、各団体普通車１台とさせていただきます。

なお、荒天の場合等による開催中止の決定は、午前９時までにご連絡します。

（４）質問について

電子メールによる質問のみ受け付けます（「漁港区域内駐車場指定管理者指定申請に係る質問書」をご利用ください。）。電話、来訪などの個別の質問には対応しません。

ア　受付期間

令和５年７月19日（水）から令和５年７月28日（金）までとします。

pa-pp＠city.yokosuka.kanagawa.jp

※　正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

イ　記載事項

質問内容、団体名、電話番号、担当者氏名等を記述してください。

ウ　留意事項

募集要項及び仕様書に関する事項（選考・審査に関する事項を除く。）以外の質問及び意見ついては回答しません。

エ　回答について

質問の内容及び回答は、令和５年８月３日（木）午前10時から順次ホームページ上で公表し、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

ＵＲＬ：http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

（５）申請書類提出方法

申請を行う団体は、必要な書類を次のとおり提出してください。

ア　提出期間

令和５年８月16日(水)から令和５年８月23日（水）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

※ 受付時間は、午前９時～正午、午後１時～午後５時です。

イ　提出場所

横須賀市港湾部港湾管理課（２号館５階）

〒238-8550　横須賀市小川町11番地（京急横須賀中央駅下車６分）

電話　046-822-9538

ウ　提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けします。（郵送、ＦＡＸ、電子メール等による提出はできません。）。

なお、提出に当たっては、円滑な受付のため、提出日の２日前までに提出日時を港湾管理課に連絡してください。

（６）選考審査対象からの除外**【失格事項】**

次の要件に該当した場合は、該当する申請を失格とし、選考の対象から除外します。

ア　神奈川県警察本部に照会した結果、横須賀市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合

イ　指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する照会又は要求等を申し入れた場合

ウ　本件募集に関して、選考委員又は関係する本市職員に対し、接触を求め又は接触した場合

エ　提出書類に虚偽の記載があった場合

オ　本要項に違反又は逸脱した場合

カ　提出書類等を提出期間内に提出しなかった場合

キ　その他の不正行為があった場合

５　提出書類

（１）申請に必要な書類

申請をしようとする団体は、以下の書類を正１部、副６部（複写可）の計７部を提出してください（※イ、クは計12部、キは計６部）。

なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

ア　漁港区域内駐車場指定管理者指定申請書（様式１）

（様式１－２　代表団体用）（様式１－３　代表団体以外用）

※　共同事業体を結成して申請する場合は、代表団体が申請者となります。

イ　団体概要書（様式２）

ウ　役員等氏名一覧（様式３）

※　登記簿に記載されている役員すべてを記載してください。

役員等氏名一覧は、指定管理者選考のための審査並びに申請された団体及び当該団体の役員が、暴力団、暴力団経営支配団体又は暴力団の構成員でないことを確認するために神奈川県警察本部に照会する目的で使用します。

エ　団体であることを証する書類

（ア）定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

（イ）法人の場合は登記簿謄本、地方自治法第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体の場合は同条第12項の証明書、その他の団体の場合は構成員名簿又はこれらに相当する書類

オ　団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

（ア）申請の前事業年度の法人市民税領収書の写し（法人事業者に限る）

（イ）申請の前事業年度の消費税納税証明書

※　横須賀市税の納付確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

申請団体所在地 （通常は本社を登記している場所）	横須賀市	県内他市 （横浜市など）	県　外 （東京都○○区）
申請の前事業年度の法人市民税領収書のコピー	× （本市が調査）	○	○
申請の前事業年度の消費税納税証明書	○	○	×

（注）表中、○印を付した書類は申請団体から提出を求め、×印は書類の提出を求めないことを示します。

※　事業所を複数所有している事業者については、申請先（本社等）を基準として書類を提出してください（事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。）。

ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体すべての本社

分の書類を提出してください。

カ　共同事業体協定書兼委任状（様式４）

共同事業体での申請の場合のみ提出してください。

キ　団体の経営状況を説明する書類

（ア）法人税の確定申告を行っている団体

以下の書類（ただし、⑪を除く。）について直近３か年分（直近３事業年度）を提出してください。

①　法人税の確定申告書の控えの写し

②　確定申告書別表の写し（税務署受付印のあるもの、確定申告の際に確定申告に添付したすべての書類）

③　勘定科目内訳明細書

④　法人事業概況説明書

⑤　貸借対照表

⑥　損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）又は正味財産増減計算書

⑦　株主資本等変動計算書

⑧　個別注記表

⑨　附属明細書

⑩　財産目録又はこれらに相当する書類

⑪　登記簿謄本（複写可）

（イ）上記（ア）以外の団体（申請時に設立から１年を経過していない団体を除く。）

以下の書類（ただし、⑦を除く。）について直近３か年分（直近３事業年度）を提出してください。

①　勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類

②　貸借対照表

③　損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）若しくは収支計算書又はこれらに相当する書類

④　個別注記表

⑤　附属明細書

⑥　財産目録又はこれらに相当する書類

⑦　登記簿謄本（複写可）

（ウ）申請時において、設立から１年を経過していない団体

①　設立時における貸借対照表又は財産目録

②　収支予算書

③　附属明細書

④　登記簿謄本（複写可）

ク　団体活動等を記載した書類（会社パンフレットなど）（任意様式）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

ケ　管理実績、障害者雇用申告書（様式５）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

コ　労働基準確認書類（就業規則の写し、労働条件通知書のひな形、時間外労働・休日労働協定届（36協定届）の写し、労働保険概算保険料申告書の写し、社会保険料納入告知書（納付書）の写し）

※就業規則と時間外労働・休日労働協定届の写しは、労働基準監督署の受領印が押印されている頁のみ。社会保険料納入告知書は直近のもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

サ　障害者雇用確認書類（障害者雇用状況報告書の写し）

※障害者雇用状況報告書の写しは、ハローワークの受領印が押印されているもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

シ　事業計画書（人員配置計画を含む。）（様式６）

ス　実施予定表（様式７）

セ　漁港区域内駐車場の管理運営に係る収支予算書

（様式９　令和６年度～令和10年度）

ソ　収支積算内訳書（任意様式）

タ　指定申請にかかる誓約書（様式11）

（２）申請に当たっての留意事項

ア　申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

イ　申請に要する経費については、申請者の負担とします。

ウ　申請書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ　申請書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とさせていただきます。市所定様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査させていただきますので、十分にご注

意ください（特に「団体の経営状況を説明する書類」については、不備があると審査結果に影響する場合があります。）。

オ　提出された申請書類（ＣＤ－Ｒ等の記録媒体を含む）は、理由の如何にかかわらず返却しません。

カ　申請書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第４号）に基づく開示請求対象の公文書となります（詳細は、**６　候補者の選考**（２）を参照）。

６　候補者の選考

（１）選考方法

応募団体のうち、次の要件について、必要と認める申請基準を満たす団体の中から、評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

なお、選考にあたっては、指定管理者として選考する団体の最低基準点を次のとおり設定します。したがって、選考委員会で全委員の評価点合計が最低基準点に満たない場合、申請団体の中で最高得点の団体であっても、指定管理者として選考されない場合があります。

【最低基準】

・基礎項目評価の合計点が 50 点以上

・提案評価の「（１）法令順守」「（２）施設管理」「（３）利用者への配慮」「（４）リスクへの対応」の各項目の選考委員全員の合計点が５点以上

・総得点が満点の 60％以上

選考は「漁港区域内駐車場指定管理者」において次の方法により行います。

ア　資格審査

本要項の申請資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、本審査の対象とします。

イ　本審査

（ア）方法

書類、プレゼンテーション（10月上旬を予定）及び質疑による審査を行い、最も優れていると認める団体を選考します。プレゼンテーションとその質疑を含む選考委員会は、財務状況など申請団体の評価に関する意見交換等を除き公開します。なお、基礎項目評価の合計点が50点未満の場合は、その時点で不合格とし、プレゼンテーションへ進めないものとします。

※　プレゼンテーションの日時・場所については、申請者へ後日連絡し

ます。

（イ）選考結果の通知

選考結果の通知については、全ての申請者に書面により通知します。

なお、共同事業体を結成して申請した場合は、代表団体宛に通知します。

また、選考された団体に対しては、協定締結に関する手続についても、併せて通知します。

（２）申請団体名等の公表

選考結果については、ホームページ等で公表します。

ア　公表される情報

指定管理者指定申請（応募）をした場合は、選定されなかった団体（※）も含め、①申請団体名、②申請団体の概要（代表者、資本金、従業員数など）、③選考順位、④総得点、基礎項目評価点（合計点のみ）及び提案評価点（合計点及び各項目の得点）、※総得点及び提案評価点は選考委員全員の合計点とします。⑤選考委員会の総評、⑥管理運営費提案額（管理経費提案額）を公表します。

また、申請書類（上記①から⑥を除く情報）は市民からの公文書公開請求の対象文書となり、請求があった場合は当該団体に公開の可否を照会した上で、非公開情報を除き公開します。

イ　公表の時期

市議会における指定議案の議決後に公表します。

※公開プレゼンテーション開催日の１日前以後（土・日曜日及び祝日を除く）に辞退した場合、公開プレゼンテーションへの参加の有無に関わらず、上記アに定める情報を公開します。基礎項目評価が最低基準点に満たず、プレゼンテーションに進めなかった団体も公表の対象となります。

7　選考基準

指定管理者の選考基準は、次のとおりです。評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

1　基礎項目評価

項目	評価基準		
	得点		
（１）財務状況	優	可	劣
	50	25	0
（２）管理実績	同種 指定管理	同種施設or 他指定管理	実績なし
	30	15	0
（３）労働基準	不備なし		不備あり
	20		0
（４）障害者雇用	達成		未達成
	20		0
計：最高120点（50点未満不合格）			

※共同事業体での申請の場合、得点は各団体の得点の平均値となります。

2　提案評価

項目	評価基準		
	得点		
	A	B	C
（１）法令遵守 関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。	10	5	0
（２）施設管理 仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。また、施設管理を行う中で生じる施設課題に適切に対応し安全で快適な環境が確保されるか。	10	5	0
（３）利用者への配慮 利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われるなど、利用者の公平性が確保されるとともに、利用者からの声を反映する仕組みが確保されるか。	10	5	0
（４）リスクへの対応 事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられるか。	10	5	0
（５）障害者及び男女共同参画及び多様な性への配慮 障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮、女性の雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮及び多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する社内規定の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生の提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮が見込まれるか。	10	5	0

（６）地域貢献 地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。	10	5	0
（７）人員体制 必要人員の確保、適正な配置及び研修などの人材育成は十分に計画されているか。人件費の設定は適切か。	10	5	0
（８）管理運営能力 利用者にマナーを順守させ、環境施設を含めた施設内の環境維持に配慮した管理運営を行えるか。	20	10	0
（９）地域共生 地域の特性を理解し、地元自治会、観光協会等との連絡調整や地域への貢献が期待できるか。	20	15	0
（10）利用率の向上 駐車場利用率の向上を図る取り組みを計画しているか。	30	15	0
（11）環境施設の活用 環境施設（遊歩道など）を活かし、周辺地域の新たな魅力を発掘するような創意工夫のあるアイデアが見受けられるか。	30	15	0
（12）「海洋都市横須賀」を発信する取組み 施設前面に隣接する北下浦海岸を活かし、その魅力を発信する取組みが見受けられるか。	30	15	0
計：最高1000点（200点×５人）			

合計:最高 1120 **点**

８　指定管理者が行う業務

（１）漁港区域内駐車場の使用許可に関すること。

（２）漁港区域内駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

（３）漁港区域内駐車場の利用料金の収納に関すること。

（４）漁港区域内駐車場の利用率向上への取組みに関すること。

（５）その他市長が定める業務

（漁港区域内駐車場指定管理業務仕様書のとおり）

※　業務の詳細については、漁港区域内駐車場指定管理業務仕様書を参照してください。

９　管理の基準

漁港区域内駐車場を管理する基準は、以下のとおりです。

（１）漁港区域内駐車場に次の者を置きます。

ア　場長

イ　その他業務実施に必要な者

（２）供用日及び供用時間

供用日及び供用時間は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、次の供用日及び供用時間にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時の利用に供しない日若しくは時間を定めることができます。

この場合において、供用を臨時に休止するときは、その都度入場口付近にその旨を掲示するものとします。

施設名称	位置	共用日	共用時間
北下浦海岸通り駐車場	横須賀市野比2丁目194番９	通年	終日
北下浦海岸通り臨時駐車場	横須賀市野比2丁目200番地先	指定管理者が定める	

（３）使用料

使用料は漁港管理条例に規定する使用料の額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とします。使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

漁港管理条例に規定する使用料の額は以下のとおり。

１区画 １日１回１時間まで　500円
１日１回１時間を超えた場合は、500円に１時間を超えた時間30分までごとに 250円を加算する。ただし、2,000円を超えるときは、 2,000円とする。

※繁忙期、閑散期の料金設定なし

市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは使用料を減免することができます。

（４）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはいけません。

ただし、業務の効率性等を考慮し、業務の一部を第三者に委託することができますが、その場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければなりません。

（５）遵守すべき法令等

漁港区域内駐車場の管理運営に当たっては、次に掲げる法令に基づかなけ

ればなりません。

ア　地方自治法を始めとする地方自治関係法令

イ　労働基準法を始めとする労働関係法令

ウ　漁港漁場整備法を始めとする漁港関係法令

エ　横須賀市漁港管理条例及び漁港漁場整備法等施行取扱規則

オ　個人情報保護法

カ　横須賀市景観条例

キ　その他関係法令

ク　観光立市推進アクションプラン

※　本指定期間中に上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を適用してください。

（６）個人情報の保護

指定管理者は、横須賀市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、指定管理業務における個人に関する情報の取扱いの基本的事項について、個人情報保護規程を定めていただきます。

なお、個人情報の取扱いにあたっては、情報の適切な管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

（７）情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開規程を定め、適正な情報公開を行うこととします。

（８）行政手続

指定管理者は、漁港区域内駐車場に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、横須賀市行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、施設使用の申請に対する許可の審査基準、許可の取消しの不利益処分の基準（処分基準）を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、各施設において公表することとします。

（９）文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理しなければなりません。

（10）守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはいけません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様です。

（11）災害対応等

災害等発生時に備え、対応マニュアルを作成していただき、業務従事者に対して訓練や研修を実施しなければなりません。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力していただきます。

10　指定期間

令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（５年間）

11　利用料金に関する事項

本施設では完全利用料金制を採用しており、施設の利用料金は指定管理者の収入とします。

（１）利用料金の額

利用料金の額は前記「９　管理の基準（３）使用料」のとおりです（利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。）。

（２）納税義務等

指定管理者は、消費税及び地方消費税、法人税、法人事業税等の納税義務を負う場合があります。

12　管理に要する経費

指定管理業務に係る経費は、指定管理者の収入となる北下浦海岸通り駐車場・北下浦海岸通り臨時駐車場の利用料金で賄うこととします。

13　施設修繕に係る経費

管理施設等の修繕については原則、市が行うものとします。また、指定管理者が新たに設置したもの（機械式駐車場として運営する場合に導入する精算機など）の修繕については、指定管理者が行うものとします。（別紙１を参照）

14　横須賀市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担一覧表は、別紙１のとおりです。

15　事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

もし、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は指定管理者の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者が共同事業体で、その構成団体の一部（代表団体除く）が業務の継続が困難となった場合には、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあります。

（２）指定が取り消された場合等の賠償

上記により指定管理者の指定が取消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市にそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。

（３）指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

16　指定及び協定の締結

（１）指定手続

選考された団体については、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横須賀市議会に対して提出し、議決された場合に指定管理者として横須賀市長が指定します。指定に当たっては、当該団体に対し文書で通知します。

横須賀市議会への提出は、令和５年12月定例議会を予定しています。

なお、議会の議決を経た上で、指定管理者として決定することになりますのであらかじめご承知置きください。

（２）協定の締結

指定管理者に指定された団体は、市と協議の上、基本協定を締結します。

また、基本協定の締結後に、事業年度毎の協定を締結します。

なお、協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

17　業務を実施するに当たっての留意点

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

（１）関連法令等の規定に基づいた運営を行うこと。

（２）公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

（３）指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。

（４）指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。

（５）指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること。

（６）募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。

（７）市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができること。

（８）地域伝統行事である祭礼等がある時は、地元自治会などと使用調整を行う等、地域活動に寄与する運営を行うこと。また、町内会行事等のため駐車場営業ができない可能性があることも考慮すること。

（幟旗設置（７月）、北下浦ふるさとマラソン（３月）等の行事があるため、年間合計３～４日程度見込まれる。）

18　事業報告書等の提出について

（１）指定管理者は、月毎の管理業務の運営状況について市が指定する様式により、翌月 10 日までに報告してください。

（２）指定管理者は、応募時に提出した実施予定表に基づき、四半期ごとに提案事業等の実現状況を自己評価した実施予定表及びその他報告に必要な書類を各四半期終了後の翌月 10 日までに報告してください。また、年に１度、市は提案事業等の実現状況について評価を行います。実施予定表及びその評価については、次期指定管理者選考の際に、参考資料として選考委員会へ提供いたしますので、あらかじめご承知おきください。

（３）指定管理者は、会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を５月 31 日までに報告してください。

（４）上記の事業報告書等について、市が決算報告等で必要であると認める場合には、事業報告書等の内容を市が無償で使用できるものとしますので、あら

かじめご了承ください。

19　事業の引継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行っていただきます。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるようにしてください。

20　スケジュール

（１）募集要項配布開始　　令和５年７月３日（月）
（２）募集要項配布終了　　令和５年８月23日（水）
（３）応募者説明会開催　　令和５年７月18日（火）午前10時
　　横須賀市役所２号館５階251会議室
（４）現地見学　　令和５年７月18日（火）午後２時
（５）質問受付開始　　令和５年７月19日（水）
（６）質問受付終了　　令和５年７月28日（金）
（７）質問に対する回答　　令和５年８月３日（木）から順次
（８）申請受付開始　　令和５年８月16日（水）
（９）申請受付終了　　令和５年８月23日（水）
（10）ヒアリング及びプレゼンテーション
　　令和５年10月上旬ごろ（予定）

※　プレゼンテーションでは、事業計画書その他提出書類を基にした内容について、発表及び資料作成をお願いします。
　日時、場所等詳細については、申請者に対し後日連絡します。

（11）選考結果の通知　　令和５年11月ごろ（予定）

※　応募の全団体に文書にてお知らせします。

（12）指定管理者指定議案の提出　　令和５年12月（予定）
（13）指定管理者の指定、告示　　令和５年12月（予定）
（14）基本協定の締結、引継ぎ等　　令和６年１月～２月（予定）
（15）年度協定締結、施設の管理開始　令和６年４月１日（月）

21　その他

（１）自主事業

指定管理者は、漁港区域内駐車場の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施すること

ができるものとします。ただし、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。

自主事業により工作物を設置する場合、事前に市と協議を行ってください。また、指定管理期間終了後は原則原状復旧を行ってください。

また、自主事業によって設置した工作物等の修繕は損傷の程度、費用に関わらず、指定管理者が行うものとします。（別紙１を参照）

なお、本施設および隣接する北下浦海岸環境施設（以下、環境施設とする）内にて行う自主事業については、本市漁港管理条例に基づく占用料等が発生する場合があります。また、環境施設内は公共の場所として一般の利用者がいるため、排他的な利用は避けてください。

（２）実績数値の公表

地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、その内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（３）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する対応について

平成28年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、横須賀市では「横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下、「対応要領」）」を定めています。指定管理業務の実施に当たっては、対応要領に沿った対応をしてください。

また、障害のある方から求めがあった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮（講演会等の行事に手話通訳者や要約筆記者を配置すること等）を行うことが法的義務（民間事業者は努力義務）となっていますので、以下のとおり対応してください。

ア　仕様書等に規定する指定管理業務については、合理的配慮の提供は法的義務となります。

経費は、市の負担となります。

イ　自主事業については、合理的配慮の提供は努力義務となります。

経費は、指定管理者の負担となります。

（４）ウェブアクセシビリティについて

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を発信する場合は、すべての人が適切に情報を得られるよう、アクセシビリティに配慮してください。

＊添付資料

（１）漁港区域内駐車場指定管理者指定申請公募説明会参加申込書

（２）漁港区域内駐車場指定管理者指定申請現地見学参加申込書

（３）漁港区域内駐車場指定管理者指定申請に係る質問書

（４）漁港区域内駐車場指定管理者指定申請書（様式１）

（５）団体概要書（様式２）

（６）役員等氏名一覧（様式３）

（７）共同事業体協定書兼委任状（様式４）

（８）管理実績、障害者雇用申告書（様式５）

（９）漁港区域内駐車場指定管理者事業計画書（様式６）

（10）漁港区域内駐車場指定管理実施予定表（様式７）

（11）漁港区域内駐車場指定管理業務収支予算書（様式９）

（12）漁港区域内駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式11）

◆問合せ先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市港湾部港湾管理課漁港管理担当（2号館5階）

電話　046-822-9538　FAX　046-826-3210

電子メール　pa-pp@city.yokosuka.kanagawa.jp

別紙１

市と指定管理者の責任分担表

種　　類	内　　容	市	指　定 管理者
応募	応募（申請）に関して必要となる経費		○
協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
経費の増大・増加	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○注１
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（本項目の上記内容を除く）	○	
作成書類の誤り	市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○	
	指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○
利用者・住民対応	指定管理業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○
施設・設備・備品等の損傷	経年劣化によって損傷した管理施設等の修繕	○	
	指定管理者が新たに設置したものの修繕		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷（自主事業に関するものは除く）	○	
	自主事業として指定管理者が設置した施設・工作物等の損傷		○
	第三者の行為から生じた損傷で相手方が特定できないもの（自主事業に関するものは除く）	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払能力がない場合（自主事業に関するものは除く）	△ （双方協議）	
事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害（自主事業に関するものを含む）		○

	施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（騒音、振動、悪臭の発生等）（自主事業に関するものを含む）		○
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担（自主事業に関するものは除く）	○	
	上記以外の場合（自主事業に関するものは除く）	△ （双方協議）	
業務終了時の経費	指定期間の満了又は指定期間途中における指定取り消しに伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△ （双方協議）	
保険加入	施設賠償責任保険 現金動産総合保険 自動車管理者賠償保険（駐車車両損害）		○

注１　光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。
※上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとする。

.

問い合わせ先
横須賀市港湾部港湾管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
電話 046-822-9538
FAX 046-826-3210